

ID: 103

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	長門市斎場条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第103号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第6条 市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日